

産地パワーアップ計画審査会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、宮城県産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）実施要領第5の3の規定に基づき、地域農業再生協議会等が産地生産基盤パワーアップ事業を実施するために策定する産地パワーアップ計画（以下「事業計画」という。）について、都道府県事業計画への記載の可否を審査するため、産地パワーアップ計画審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるとともに、審査会で行う審査内容について定めるものとする。

(権 限)

第2条 審査会は、産地生産基盤パワーアップ事業を実施するために提出された事業計画の内容について審査し、予算の範囲内において都道府県事業計画への記載の可否について決定することとする。

(所掌事務)

第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画の審査に関すること。
- (2) その他第1号に係る必要事項に関すること。

(組織等)

第4条 審査会の審査員は次の各号に掲げる職にあるものを充て、農政部副部長（技術担当）を審査員長とする。

- (1) 農政部副部長（技術担当）
- (2) 園芸推進課長
- (3) みやぎ米推進課長
- (4) 農業振興課長
- (5) 園芸推進課先進的園芸担当課長
- (6) 園芸推進課総括課長補佐
- (7) みやぎ米推進課総括課長補佐（技術職のもの）
- (8) 農業振興課総括課長補佐（技術職のもの）

2 審査員長は、審査会の会務を総理する。

3 審査員長に事故あるとき、又は欠けたときは、園芸推進課長がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第5条 審査会は審査員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 審査会は構成する半数以上の審査員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会には、関係のあるものを出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 審査会は非公開とし、審査員及び審査員以外の出席者は審査会の内容を他に漏らしてはならない。
- 5 審査員長が認めるときは、会議の開催に代えて、書類審査をもって行うことができる。

(審 査)

第6条 審査会は、事業計画の内容について別紙1「審査方法」に基づき審査する。

2 審査員長は、前項を補足するため、必要に応じ、事業計画の申請者から内容について説明させることができる。

(庶務)

第7条 審査会の事務局は、宮城県農政部園芸推進課に置く。

2 事務局は審査会の庶務について処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は審査員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別紙1「審査方法」

1 審査方法

- (1) 2の審査基準により採点評価を行い、評価合計点に応じて、都道府県事業計画への記載の可否を決定する。
- (2) なお、軽微な是正を行うことにより相当の効果が期待できる事業内容になると思われる計画については、審査会が是正を指示し、是正されたことを確認することによって、都道府県事業計画への記載を可とする。

2 審査基準

各審査員は、下記の審査項目について、表1の評価の視点により採点し、その合計点により表2により判定を行う。

【審査項目】

- 1) 事業内容の妥当性
- 2) 成果目標達成の可能性
- 3) 県の施策との整合性
- 4) 事業の将来性、成長性

【表1 評価の視点】

評価点	基準
「0」	項目の内容を満たしていない。
「1」	項目の内容に疑問点、不安点が若干ある。
「2」	項目の内容を十分満たしている。
「3」	項目の内容を十分に満たしており、内容が特に優れている。

【表2 評価合計点の判定基準】

評価合計点	基準
「4」未満	内容を満たしていないため、都道府県計画への記載を不可とする。
「4」以上「8」未満	内容に疑問点、不安点があるため、是正を求める。
「8」以上	内容を十分満たしており、都道府県計画への記載を可とする。

3 審査結果

審査結果について、以下の区分に分類する。

区分	審査結果
A	都道府県事業計画への記載を可とするもの
B	審査会から指示された指摘事項の是正を確認後、都道府県事業計画への記載を可とするもの
C	都道府県事業計画への記載を不可とするもの